

# 事業内容

自治体名	石川県	人口	1,101,105人 (R6.4.1現在)	事業費	500,000千円
------	-----	----	--------------------------	-----	-----------

## ■ 事業要件の遵守

### ■ 申請にあたり、以下要件を遵守のうえ取組を行うこと

- 別紙●「広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためのデジタル技術の活用【募集要項】」P.●-●に定める事業要件を充たす事業を実施すること

## ■ 成果物

### ■ 申請にあたり、以下要件を遵守のうえ取組を行うこと

- 標準仕様書となることを前提に、本ソリューションに係る仕様書（BPMNによる業務フロー、機能要件や非機能要件等）を策定すること。
- 他の地方自治体が円滑にシステム導入できるよう、関係者がシステムを導入手順書を策定すること。
- 実施自治体及び受託事業者は、本事業を通じて開発されたシステム、仕様書や導入手順書は、全国展開するにあたり、国において活用できるよう、実施自治体及び受託事業者は、国において自由に複製・改変当することや、それらの利用を第三者に許諾することが出来るようにすること。  
なお、知的財産権等の取扱いについては、今後の全国展開の方法を議論する中で調整することとする。

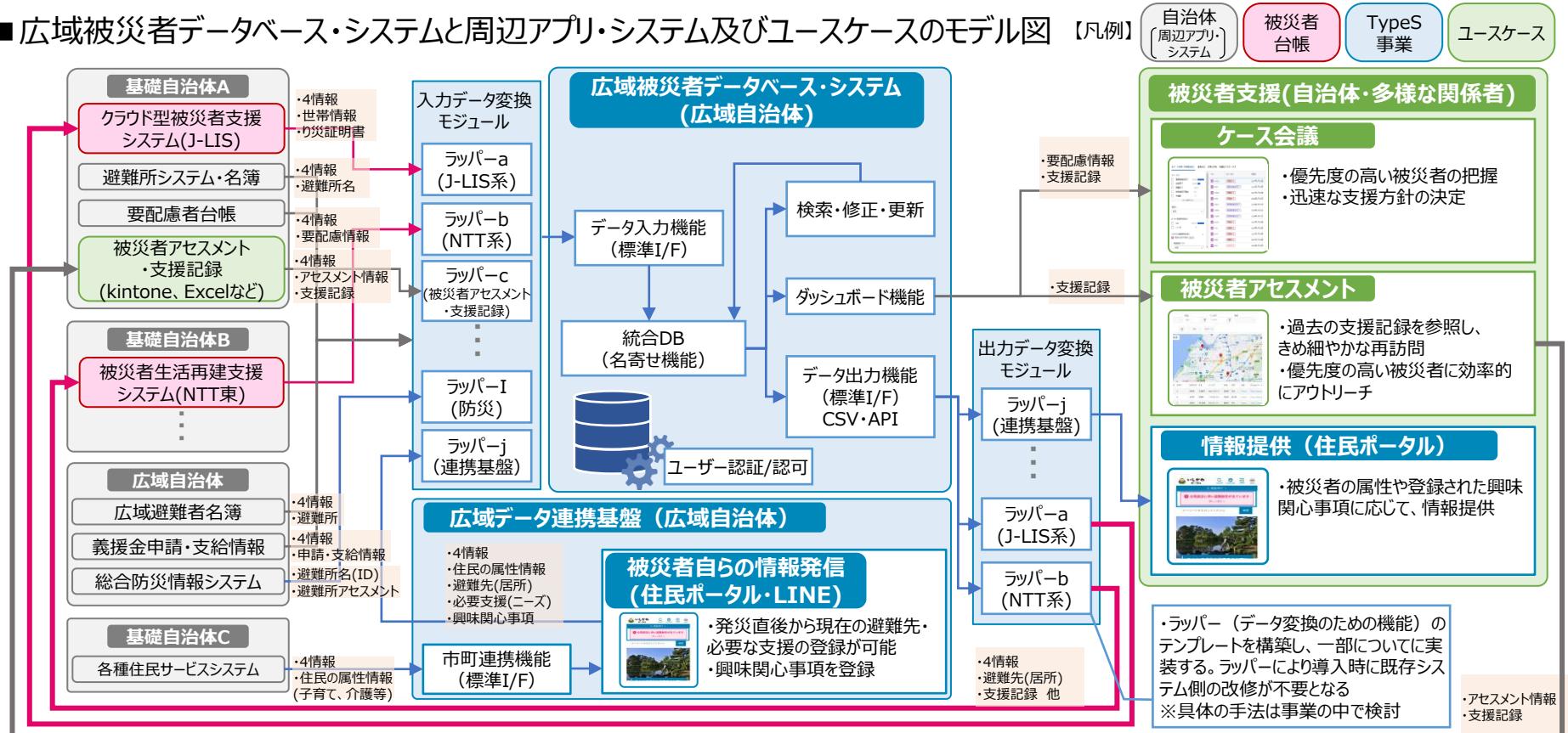
## ■ 申請団体が経験した災害の概要

災害名称	令和6年能登半島地震
被害の概要	別紙「被害の概要」を参照。
課題把握	<p>令和6年能登半島地震は、大規模広域で被害が発生し、道路、電気、上下水、通信といったインフラに大きなダメージがあったほか、多くの行政職員も被災者となったことから、しばらくの間、行政機能が低下し、避難所や避難者数の把握や支援が困難となった。</p> <p>また、発災後、他地域の自治体・NPO・ボランティア団体が約1週間毎に入れ替わる形で被災地支援を実施いただいていたが、団体毎に収集する情報の形式や項目が異なっていることから、支援に必要な情報の共有が困難となっていた。</p> <p>県主導による集団避難をはじめとし、市町村の親戚宅・知人宅といった居所地域外へ広域避難が多数発生した。この広域避難の発生により、被災自治体は避難所の居所などの状況把握が難しく、支援のための情報提供などに行えない状況に至った。</p>

# 事業内容

## ■ 広域被災者データベース・システムのアーキテクチャ案

### ■ 広域被災者データベース・システムと周辺アプリ・システム及びユースケースのモデル図



広域被災者データベース・システム（以下、「本システム」という）は、令和6年能登半島地震のような広域災害における①市町村の行政機能の一時的な低下、②多様な支援者が入れ替わり支援、③広域避難者の存在といった3つの特徴を踏まえた上で、多様な関係者が連携、役割を分担し、重複や漏れがないよう、情報連携を行い、個々の被災者の支援に必要な情報や支援状況を一元的に集約するとともに自治体システムや民間サービスと連携して、被災者情報の提供を安全かつ効率的に行うものである。

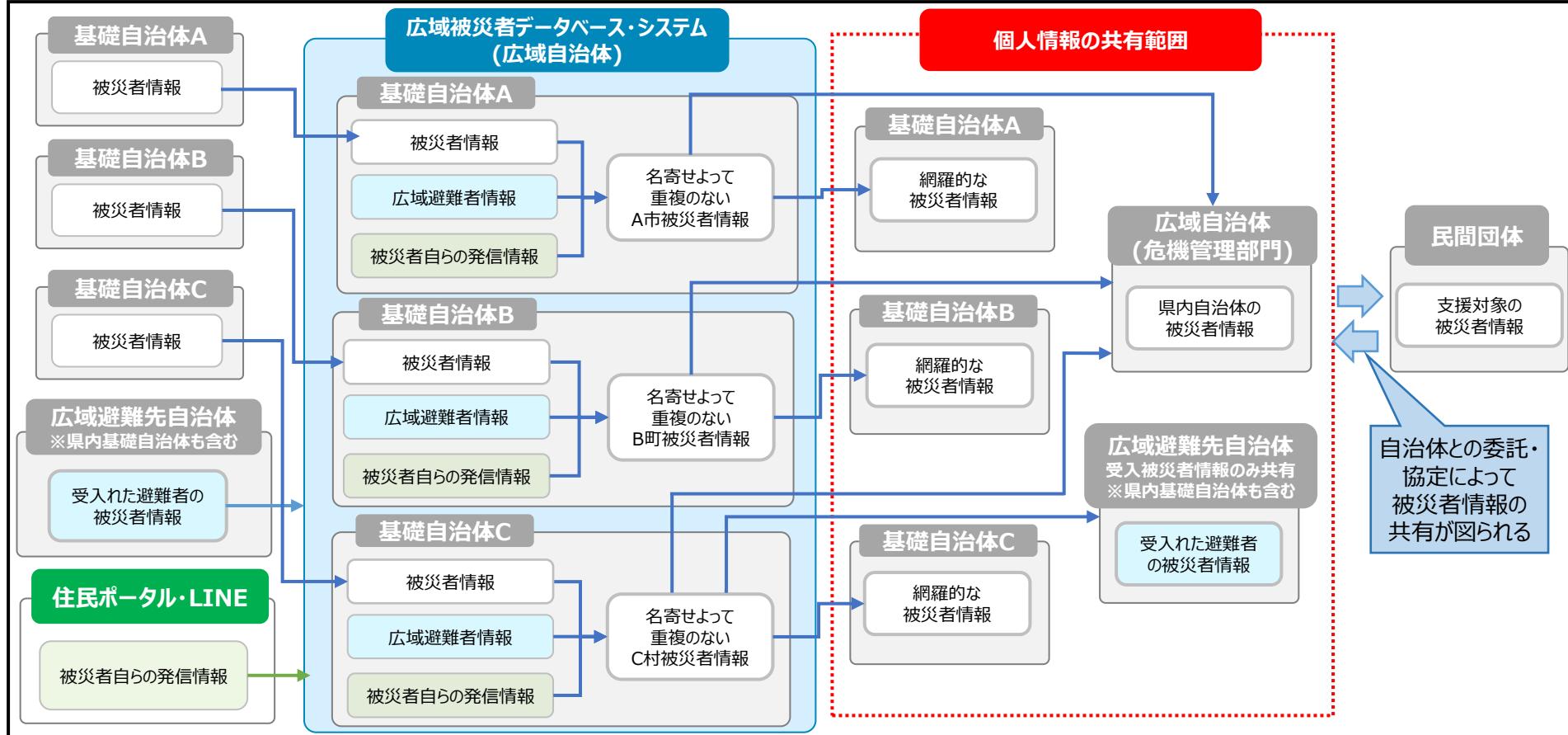
本システムにより、①多様な関係者が収集した被災者情報の集約が迅速に行えること、②同一の被災者に対する支援担当者間での情報共有が効率的に行えること、③市町村の被災者台帳作成関連業務が効率的に行えることにより、広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援が展開できることに大きな画期性がある。

また、全国展開につなげるため、自治体が既に導入しているシステムの改修を要することなく、本システムを導入できるよう、民間事業者が提供する多様なアプリ・システムとの連携を想定した汎用性・安全性が高い連携機能を備えることとする。

# 事業内容

## ■ 個人情報の取り扱いについて

広域被災者データベース・システムにおける個人情報の共有の範囲について



## ■ 個人情報の共有範囲

災害対策基本法、災害対策基本法施行規則、個人情報保護法を根拠とし、被災した基礎自治体や広域自治体、広域避難先自治体を想定している。また、被災地支援を行う民間団体との情報共有については、委託・協定を自治体と結ぶことで被災者情報の共有を可能とする方針。

## ■ 広域被災者データベース・システムで取り扱う情報

災害対策基本法第90条の3第2項及び災害対策基本法施行規則第8条の6に定めのある被災者台帳情報に加え、その他支援に必要な被災者情報を取り扱う。

## ■ 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱い、プライバシーの確保等についての対応方針（案）や具体的な取り組みイメージについて

広域災害発生

平時

導入手順書

運用手順書の整備  
(アクセス権限管理)

担当部署の明確化  
(被災者情報取扱責任区分の明確化)

関係機関ヘルル・方針の周知徹底  
(情報の取扱についての共通認識)

接続するシステムや名簿の整理  
(個人情報共有の標準化)

セキュリティ管理体制の整備  
(被災者情報漏洩の対策)

定期的な操作研修・訓練の実施  
(緊急時に誤操作がないよう対策)

発災後（応急・復旧）

平時から備えておいた各種規定・方針・運用手順書に基づいた運用

運用手順書に従いデータベース起動※災害救助法の適用

被災市町に対しても情報提供依頼

利用自治体へアカウント付与

利用自治体と情報連携

操作者の認証  
(ワントライムパスワード)

データベースを活用した支援

復興

データベース運用停止

## ■ 個人情報の適正な取り扱い、被災者のプライバシーの確保等について

### 【平時】

管理者が適切にアクセス権限の管理を行うための運用手順書の整備や、定期的な操作研修・訓練の実施による習熟度の向上等を行う。

### 【発災後】

運用手順書に従い、広域被災者データベース・システムの運用を開始し、広域自治体や広域避難先自治体等の求めに応じて、必要な範囲でアクセス権限の付与を行い、管理を実施。

また、被災者の個人情報を保護するため、被災者が個人情報の提供について同意している場合又は被災者から同意を得ることが困難であって当該被災者の権利利益を侵害するおそれがなく、災害対策基本法及び災害対策基本法施行規則、個人情報保護法にも違反しない場合に限り、被災者の個人情報を提供、利用、取得を行うこととする。

▶ 個人情報の取り扱いについては後段に記載する多様な関係者で構成する検討体制の中で、有識者も交えて検討を行う

## ■ 全国展開への工夫

<他自治体における円滑な検討・導入等を踏まえ、全国展開に向けた具体的な工夫・取組内容>

【全国で同様の広域的な災害が発生した際に活用できるようにする工夫】

① **システムを活用した具体的な業務フロー（ユースケース）を提案**

広域避難者、避難所外被災者の状況把握に係る業務フローの提示を想定

② **防災DX官民共創協議会と連携した被災自治体への応援等**

災害時における応援等によるシステム活用支援の枠組みを検討

【本事業に参加していない地方自治体でも利用が可能となる工夫】

③ **導入手順書の作成**

システム導入・運用のポイント、システム化の必要性、情報連携及び標準化の重要性、平常時の準備、被災者台帳管理システムとの連携、個人情報の取扱い等について、当該システム導入の手引きとして導入手順書を作成

④ **システム及び標準仕様書及び導入手順書の広報の実施**

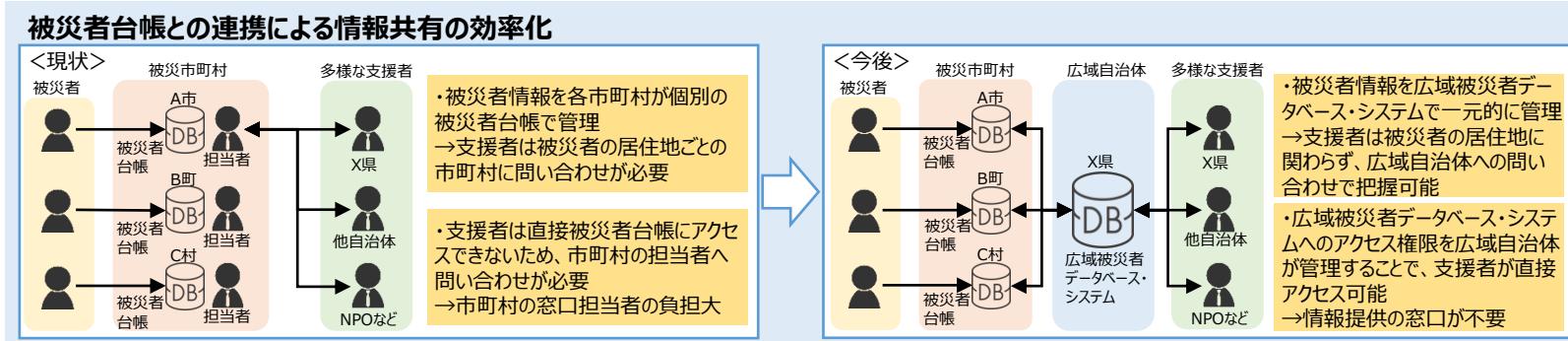
デジタル庁防災DXサービスカタログへの掲載について、デジタル庁と協議

⑤ **被災者台帳システムとの連携**

開発するシステムは、災害時市町村が作成する被災者台帳を管理するシステム（内閣府のクラウド型被災者システム、その他被災者台帳システム）とのデータ連携を可能とすることで、被災元・避難先自治体の間で被災者の情報共有を可能とする。

# 事業内容

## ■ 民間事業者が提供する多様なアプリ・システムとの連携

当該アプリ・システムの名称	<b>クラウド型被災者支援システム</b> ( <a href="https://bosai-dx.jp/operation/3600/">https://bosai-dx.jp/operation/3600/</a> ) <b>Bizひかりクラウド被災者生活再建支援システム</b> ( <a href="https://bosai-dx.jp/shelter/3369/">https://bosai-dx.jp/shelter/3369/</a> )		
ユースケース	<p>クラウド型被災者支援システム及びBizひかりクラウド被災者生活再建支援システムは、サービスとして「被災者支援に関する情報の登録（被災者台帳の作成）」機能を備えており、市町村が発災後に被災者を把握し、支援の記録を行うシステムとして優れている。石川県においては全市町がBizひかりクラウド被災者生活再建支援システムを導入している。</p> <p><b>■多様な外部支援者との情報共有の効率化</b></p> <p>広域災害においては通常災害と異なり、外部の多様な支援者が入れ代わり被災者支援を行うこと、また、市町村の区域外へ被災者が広域的な避難を行うことがあるため、避難場所に関わらず効率的かつ適切な被災者支援を被災者が受けるためには、被災市町村と外部の支援者が効率よく情報共有を行うことが重要である。</p> <p><b>被災者台帳との連携による情報共有の効率化</b></p>  <p><b>&lt;現状&gt;</b></p> <p>被災者台帳を各市町村で個別に管理。支援者は被災者の居住地ごとの市町村に問い合わせが必要。</p> <p>支援者は直接被災者台帳にアクセスできないため、市町村の担当者へ問い合わせが必要。市町村の窓口担当者の負担大。</p> <p><b>&lt;今後&gt;</b></p> <p>被災者台帳を統合する。広域被災者データベース・システムで一元的に管理。支援者は被災者の居住地に関わらず、広域自治体への問い合わせで把握可能。</p> <p>広域被災者データベース・システムへのアクセス権限を広域自治体が管理することで、支援者が直接アクセス可能。情報提供の窓口が不要。</p>		
必要となるデータ連携の仕組み案	<p><b>■連携するデータ項目について</b></p> <p>被災者に関する基本4情報、世帯構成、現在の居所、連絡先、り災証明書の申請・発行状況 ※支援金支給に必要な口座情報などについては要検討（マイナンバーカードとの連携）</p> <p><b>■データ連携方式</b></p> <p>クラウド型被災者支援システム等はLGWAN接続系、広域被災者データベース・システムはインターネット接続系であることから、CSVファイルによる手動連携を想定している。（API連携はベンダーと別途検討）</p> <p>また、自治体によってシステム導入状況や導入システムが多様なことから、連携のためのモジュール（ラッパー）を構築し、既存システムそのものを改修せずともファイル連携が行なえるようにする。（3ページ参照）</p>		

# 事業内容

## ■ 民間事業者が提供する多様なアプリ・システムとの連携

### 当該アプリ・システムの名称

デジタルコミュニケーションプラットフォーム（DCP）：広域データ連携基盤  
(<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/datalinkbase/7570/>)

石川県広域データ連携基盤はデジタルコミュニケーションプラットフォームをベースに構築しており、主にパーソナルデータの活用に軸を置き、利用者の事前同意（オプトイン）に基づく自由度の高いパーソナルデータの流通が可能となっている。加えて、共通機能の「双方向コミュニケーションポータル」を活用し、「いしかわポータル」を構築しており、ニーズに応じた情報提供、緊急性・即時性の高い情報提供が可能となっている。

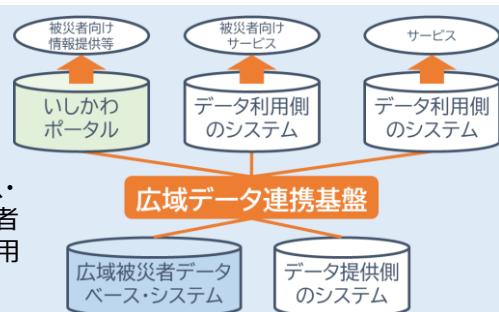
### ■ 行政サービスシステムによる効率的な被災者支援の実現

平時からの行政サービスにおいても、被災者支援を行うが、被災者の確認は被災者台帳を確認しなければならず、職員の負担となる。

そこで、異なるシステム間で蓄積されたデータを効率的に収集、蓄積、授受する仕組みである広域データ連携基盤と広域被災者データベース・システムを連携させることで、平時から活用する行政サービスシステムへ被災者情報の連携が容易となり、より効率的に適切な被災者支援の実現が可能となる。

「広域データ連携基盤」は「データ」と「サービス」をつなぐネットワークの結節点

⇒広域被災者データベース・システムに蓄積された被災者情報がその他システムで活用できる



### ■ 被災者自らの情報提供の実施（石川県の場合：いしかわポータル）

支援が必要な避難所外被災者に対して、漏れのない支援を実施するためには被災者の状況把握を早急に行うことが重要である。状況の把握にあたっては、被災者自ら情報発信を促すことが効果的であるが、発災後にコールセンター設置・周知するには時間を要する。

そのため、平時から利用する「いしかわポータル」に避難先や必要な支援等の情報を発信する機能を実装し、支援を必要とする被災者の可視化及び支援者間での情報共有を実現する。

### ■ ニーズに応じた情報提供の実施（石川県の場合：いしかわポータル）

発災時においては、広域避難者や避難所外被災者が多数発生し、居所の把握が困難なことから、デジタルを活用したアウトリーチが重要であるが、ホームページや公式LINE等による全般的な情報発信は可能だが、被災者向けといった属性のニーズに応じた情報発信は難しい。

そのため、広域被災者データベース・システムがもつ世帯や居所の情報を連携し、被災者のニーズに応じた情報提供を実現する。

### ■ その他、自治体が保有するデータ連携基盤との接続について

その他データ連携基盤との接続方式については、検討ワーキンググループに参画いただき自治体と情報共有を行いながら、接続が可能となるよう検討を行い、接続の標準化に努める

### ■ 連携するデータ項目について

被災者に関する基本4情報、世帯構成、居所情報、被災者自らの発信情報（避難先や必要支援など）

### ■ データ連携方式

ともにインターネット接続系であることから、API連携を想定している。

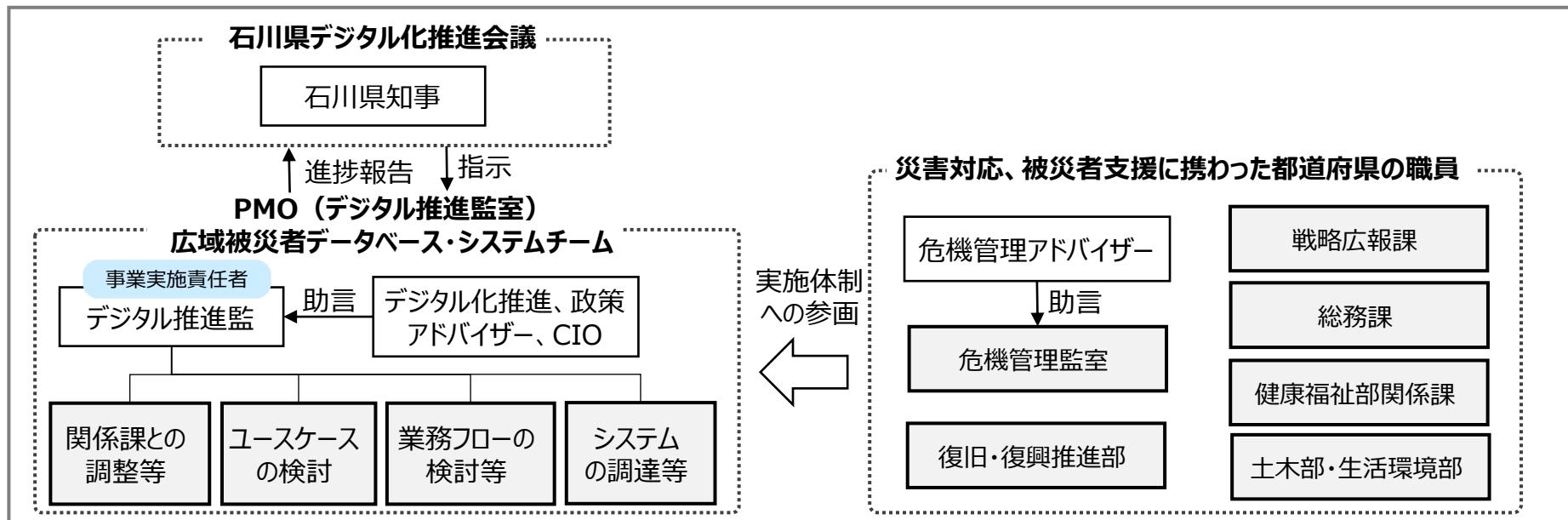
名寄せ・統合するためのキーとして、県広域データ連携基盤はマイナンバーカードによる本人確認済み4情報を、広域被災者データベース・システムは住基4情報を活用する。

また、自治体によって導入している広域データ連携基盤が異なることから、連携のためのモジュール（ラッパー）を構築し、既存システムを改修せずともファイル連携が行なえるようにする。（3ページ参照）

### 必要となるデータ連携の仕組み案

# 事業推進体制

## ■ 申請団体内における実施体制の整備



### 【各課室の役割】

役割	名称	具体的な業務内容
事業実施責任者	デジタル推進監	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業全体のマネジメント・進捗管理</li> </ul>
事業担当課	デジタル推進監室	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課との調整</li> <li>ユースケースの検討</li> <li>業務フローの検討、リーガル対応</li> <li>システムの調達、支援業務の委託 等</li> </ul>
連携部署	危機監監室	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災施策の取りまとめ、</li> <li>防災情報、被災者支援システム等との連携</li> <li>令和6能登半島地震に係る検証</li> </ul>
連携部署	復旧・復興推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難する被災者の状況把握</li> <li>被災者のニーズ把握、関係課との調整</li> </ul>
連携部署	戦略広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報、全国展開への協力</li> </ul>

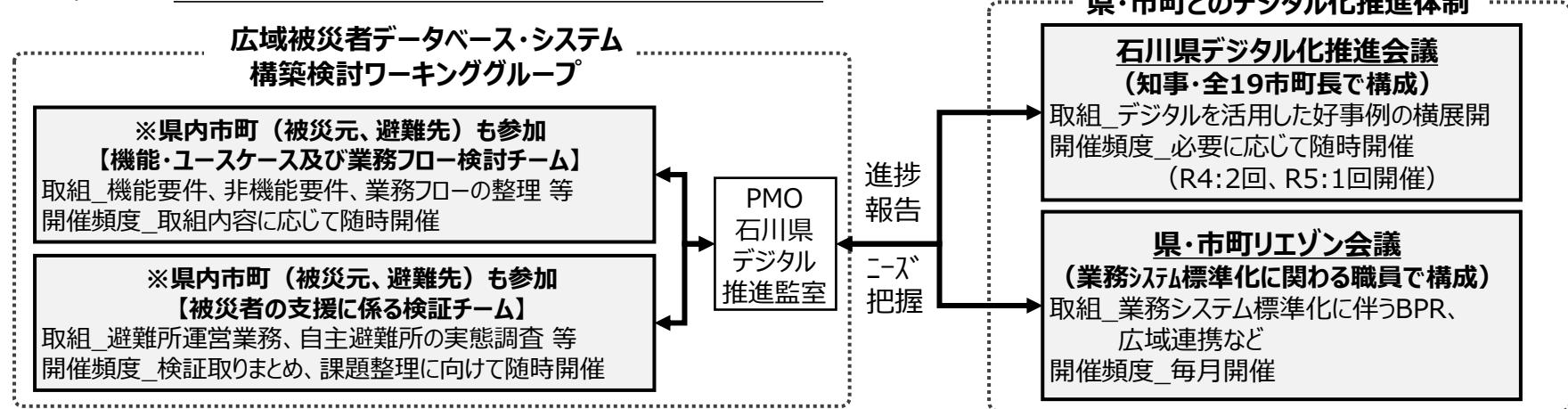
役割	名称	具体的な業務内容
連携部署	健康福祉部各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルを活用した災害ケースマネジメントの実施、市町との連携協力</li> </ul>
連携部署	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の共有の範囲や取扱いについて対応の明確化への協力</li> </ul>
連携部署	土木部生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難する被災者の状況把握への協力（インフラ復旧、仮設住宅含め）</li> </ul>
有識者	危機管理アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災分野の視点から事業の評価、改善を助言</li> </ul>
有識者	デジタル化推進、政策アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政、地域社会のデジタル化の視点及び県デジタル政策の視点から事業の評価、改善等の助言</li> </ul>

# 事業推進体制

## ■ 都道府県・市町村間の連携体制の整備

### ■ 本事業に参加する自治体間の連携体制イメージ

本事業では、令和6年能登半島地震を踏まえ、市町の区域を跨ぐ広域災害時に被災状況や現在の居所等の把握が困難な避難所外被災者について、県・市町が連携し、デジタル技術を活用して状況を把握・共有する仕組みを構築する。構築にあたっては、被災者台帳を作成する市町の意見・ニーズを吸い上げるための連携体制を整備する。



### ■ 複数の自治体による事業推進手法

本事業で構築する「広域被災者データベース・システム」は、令和6年能登半島地震と同様の広域的な災害が発生した際に、他自治体も導入を検討、活用できる全国展開モデルとなるシステムを構築するため、複数の自治体に事業推進体制への参画を求めている。また、限られた事業期間でシステムの仕様書、導入手順書の策定等を実施する「構築検討ワーキンググループ」において、以下のように合意形成及び事業推進を図ることとしている。

#### 【合意形成・事業進捗を図る工夫】

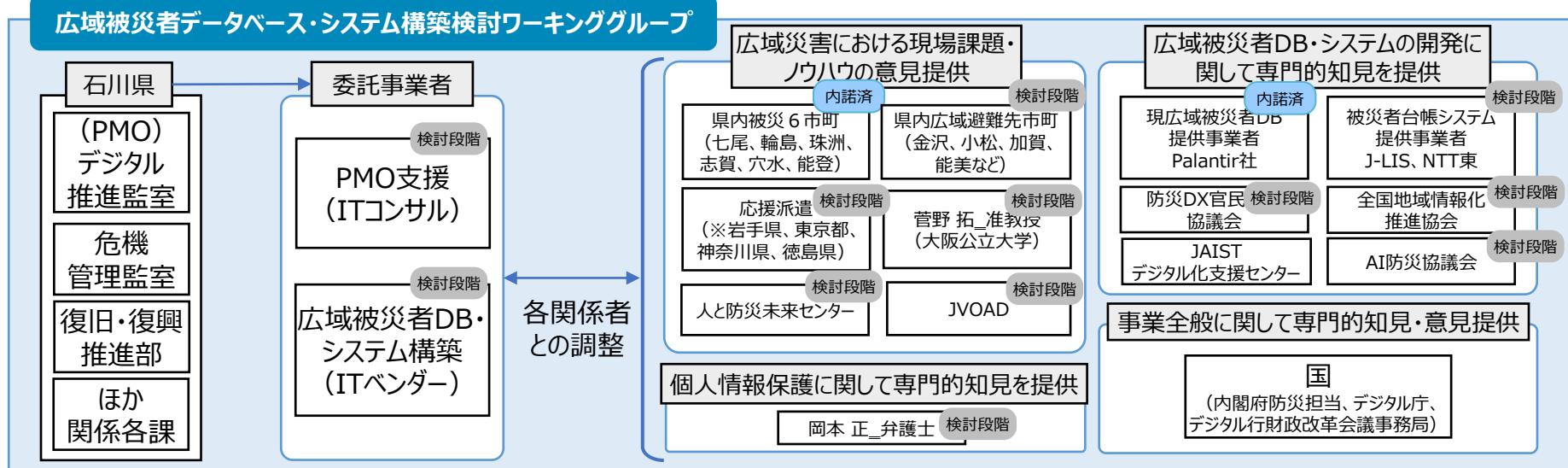
- ① **EBPMの実施**（これまでの災害対応や課題を検証し、客観的な証拠に基づき必要な機能等を検討する。）
- ② デジタル化、データの効果的な活用したユースケースを提示するなど、事業の効果を例示し、システムの必要性や情報連携・データ標準化の重要性等について理解の促進を図る。
- ③ 複数のシステム間連携や多様な主体の意見集約、調整を行いながらシステム開発を進める必要があるため、過去に同等の事業を実施した経験を有するPMOを設置する。

# 事業内容

## ■ 多様な関係者で構成する検討体制の整備・運用

本事業で開発する広域被災者データベース・システムは、広域災害が発生した際には他の都道府県も活用できるよう、全国展開可能なモデルシステムを目指すため、多様な関係者で構成する検討体制を整備し、そこでの議論を踏まえたアジャイルな開発を行う

### 広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ



### 必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム

必要な機能・業務フロー検討  
データルール・ガバナンス検討

県内市町  
防災DX官民協創協議会

J-LIS、NTT東

Palantir社

個人情報の共有範囲、  
取り扱い対応の明確化

岡本 正\_弁護士  
菅野 拓\_准教授

現場課題・ノウハウの提供、  
検討内容への意見提供、  
KPIの測定への協力等

県内市町  
(被災 6 市町、避難先市町)

応援派遣自治体  
(岩手県、東京都、神奈川県、徳島県)

国

(内閣府防災担当、デジタル庁、  
デジタル行財政改革会議事務局)

その他、構成員

### 避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム

避難所運営業務に係る調査・検証  
自主避難所の実態調査・検証

県内市町  
防災DX官民協創協議会

業務フロー検証  
(KPI測定)

県内市町  
防災DX官民協創協議会

標準仕様書  
導入手順書

PMO支援  
システム構築 (ITベンダー)  
防災DX官民協創協議会

## ■ 多様な関係者で構成する検討体制の整備・運用

本プロジェクト推進にあたり定める構成員	申請時点での調整状況
a) 都道府県のデジタル化を推進する担当の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル推進監室より16名が参画内諾済み</li> </ul>
b) 実際の災害対応、被災者支援に携わった都道府県の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理監室より4名、復旧・復興推進部より16名、戦略広報課より5名、総務課から3名、健康福祉部関係課から●名、土木部●名、生活環境部●名が参画予定</li> </ul>
c) 同一被災経験を有する複数の市町村の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）より各3名（被災者台帳、被災者支援担当者及び県から被災市町派遣職員）が参画予定</li> <li>その他の広域避難先となった県内市町（金沢市、小松市、加賀市、能美市等）からデジタル化推進又は被災者支援関係職員が参画予定</li> </ul>
d) 同一の災害対応において他の地方自治体から応援職員の派遣を受けた場合は、当該応援職員又は応援職員派遣元団体の職員（意見聴取でも可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県復興防災部復興危機管理室より●名</li> <li>東京都デジタルサービス局、総務局総合防災部防災管理課より●名</li> <li>神奈川県総務局デジタル戦略本部室より●名</li> <li>徳島県企画総務部情報政策課、危機管理部防災対策推進課より●名</li> </ul>
e) 同一被災経験を有しない他の地方自治体の職員（意見聴取でも可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町への応援派遣自治体（54団体：三重県、浜松市など）に意見聴取予定</li> </ul>
f) 広域被災者データベース・システムの開発について専門的知見を有するデジタル人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域被災者データベース・システム実証環境提供事業者（Palantir Technologies Japan）より●名が参画予定</li> <li>クラウド型被災者支援システム提供事業者（地方公共団体情報システム機構、東日本電信電話株式会社）より各●名が参画予定</li> <li>自治体業務システムのデータ連携に係る知見を有する団体（（一財）全国地域情報化推進協会、AI防災協議会）より各●名が参画予定</li> </ul>
g) 防災DX官民共創協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会_課題特定、基盤形成、市場形成、自治体部会から●名が参画予定</li> </ul>
h) 個人情報保護に関する有識者	<ul style="list-style-type: none"> <li>岡本 正_弁護士（銀座パートナーズ法律事務所、内閣府「防災における個人情報の取扱いに関する検討会」委員</li> </ul>
その他）申請団体以外の関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年能登半島地震に係る支援団体（一般社団法人GovTech東京、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構_人と防災未来センター、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク、菅野 拓_大阪公立大学大学院文学研究科准教授（内閣府「被災者支援のあり方検討会」委員、「石川県令和6年度能登半島地震復旧・復興アドバイザリーボード委員」）が参画予定</li> </ul>

## ■ 検討会の実施計画

### ■ 検討会において検討すべき事項

<テーマ及び論点等>

#### 1\_広域被災者データベース・システムと連携する情報システムに関する全国及び本県の現状、課題の整理

参考\_被災者支援システムの導入状況 (J-LIS\_300、民間\_297、その他\_471、未導入\_725団体)

参考\_住民ポータルの導入状況 (R5補正デジ田交付金採択事業 (住民ポータル130事業)

#### 2\_データ、ルール、ガバナンスの整備に向けた、全国及び本件の現状、課題の整理

基本情報の設定、確実な実行。共有手段の標準化、平時からの運用。共有範囲の明確化、運用体制の整備 等  
システム未導入自治体のアナログ情報、独自データへの対応に向けた、全国及び本県の現状、課題の整理

共有される情報へのアクセス権の付与、管理に係る必要な機能、業務フローの整理

自治体毎に個別に整備される業務システムとの連携に向けて、全国及び本県の現状、課題の整理

#### 3\_応急期における避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証

避難所及び避難所外被災者の支援に係る取り組みに関するアンケート調査、報告書の作成

#### 4\_個人情報の共有範囲、取り扱いに係る調査・検証

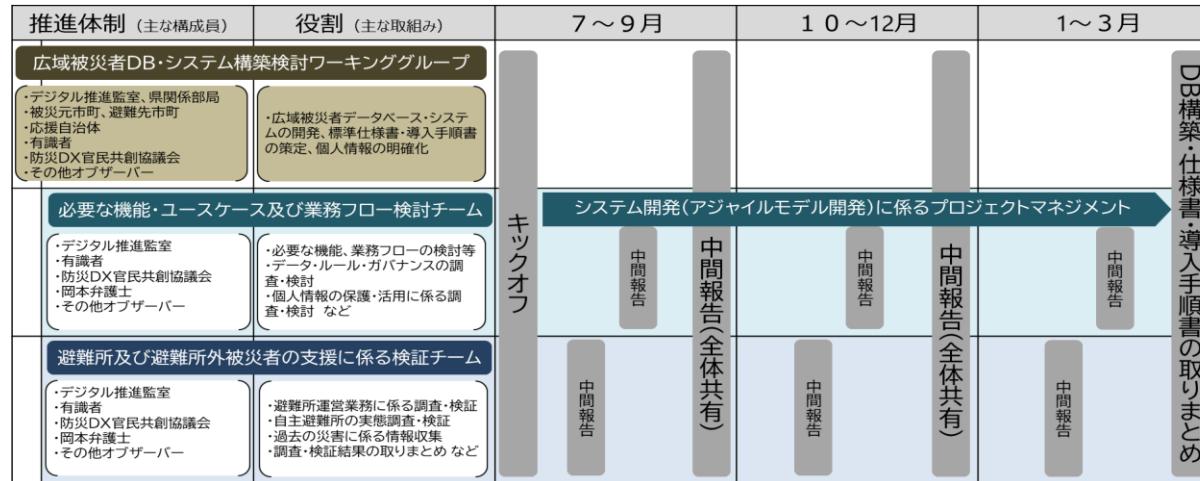
個人情報の取扱いに関する実態把握及び課題、ニーズ抽出アンケート・ヒアリング調査、報告書の作成

# 事業内容

## ■ 検討会の実施計画

### ■ 検討会の実施計画

「広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ」、「必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム」、「避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム」を3ヶ月に1回のペースで開催予定（オンライン・対面のハイブリッド開催を想定）



### ■ 検討会の議論を踏まえたアジャイルな開発

<推進体制で議論された内容をシステムの開発にフィードバックさせるためのプロセス>

- ・検証結果や議論された内容から大まかな仕様を決定、システム全体を1～4 Weekで開発できる規模に機能で分割
- ・分割した機能単位に要件定義、設計、開発、テストを実施、機能単位でリリース
- ・WG、検討チームメンバーとコミュニケーションを取りながら開発を行う。

### ■ 検討会の進捗状況の公開内容・スケジュール等

<検討会での議論内容の公開>

- ・「広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ」に報告、議論された内容を県HPに公開する予定  
→ワーキンググループの開催は9月、12月、3月を想定

## ■ KPI必須項目

- 貴団体における本事業のKPIを「設定目標値」に記載してください。
- 「設定目標値」は、「基本目標値」と同等かそれ以上の水準を求めます。
- 「設定目標値」の達成は、令和6年度末を想定しています。

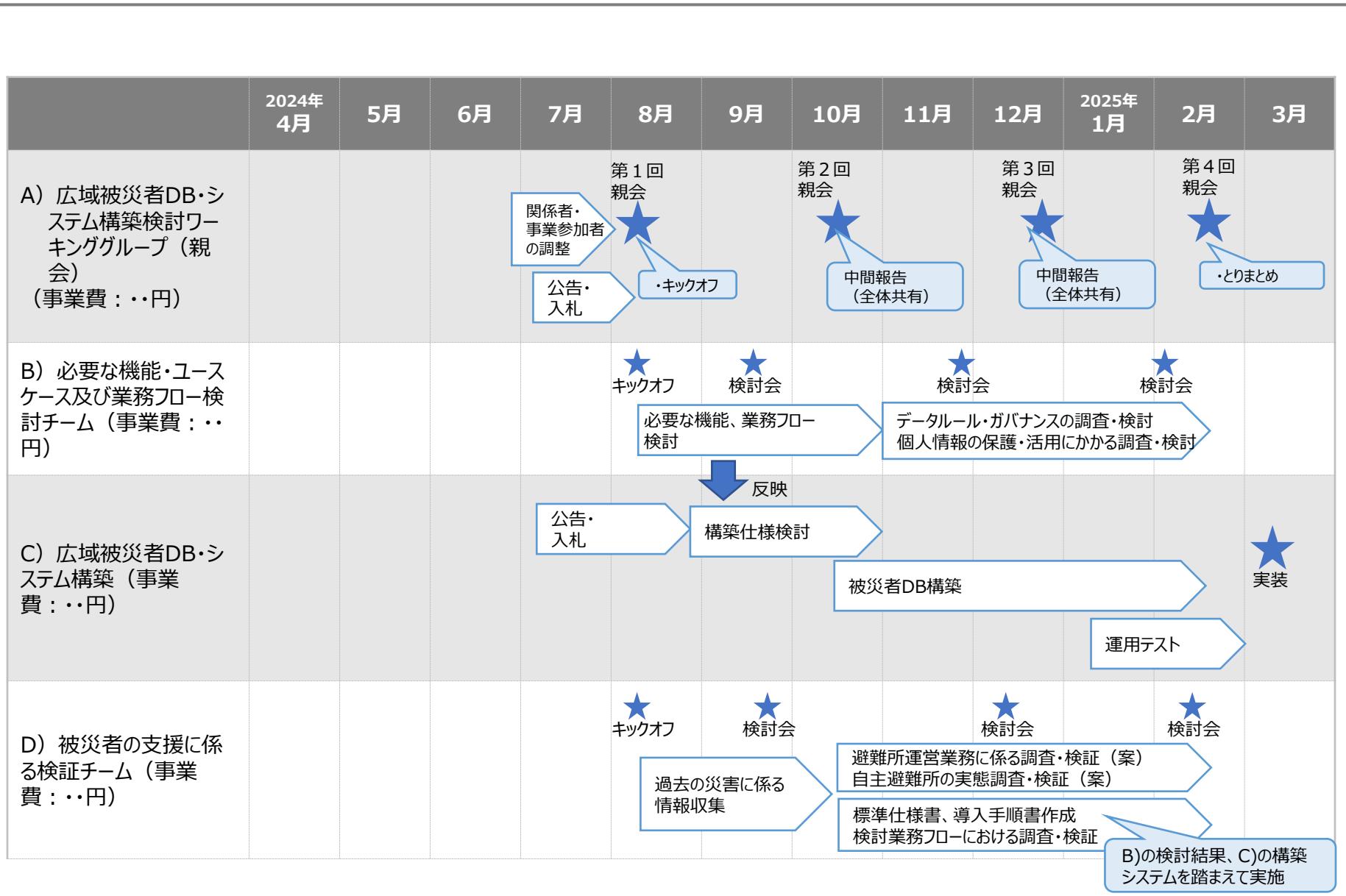
項目		基準目標値	設定目標値
(a) 通常の災害における被災者台帳システムに比べ増強する部分に関するKPI			
KPI①	広域被災者データベース・システムを利用しない場合に比べて、広域被災者データベース・システムを利用した場合において、個別訪問等で収集した要配慮の被災者の情報を、支援実施担当者間で共有するために要する時間の削減割合	要配慮の被災者一人あたり3割削減	要配慮の被災者一人あたり4割削減
KPI②	広域被災者データベース・システムを利用しない場合に比べて、広域被災者データベース・システムを利用した場合において、被災者が市町村の区域を跨いで広域避難した被災者情報を、被災元自治体と避難先自治体との間で共有するのに要する時間の削減割合	広域避難した被災者一人あたり3割削減	広域避難した被災者一人あたり5割削減
KPI③	広域被災者データベース・システムを利用した被災者支援を行う職員が非常に満足した又は満足した者の割合度	7割以上	8割以上
(b) 都道府県が市町村に代替して被災者情報を管理する部分に関するKPI			
KPI④	広域災害において、市町村が被災者台帳システムを個別に構築運用した場合における、被災者台帳関連業務に係るトータルの作業時間に対し、都道府県が広域被災者データベース等を構築した場合における、被災者台帳関連業務に係るトータルの作業時間が下回ること	—	5割以上
(c) 全国展開に関するKPI			
KPI⑤	開発に関わった職員のうち、申請都道府県以外の都道府県の職員が当該広域被災者データベース・システムの導入を強く希望する又は希望する者の割合	7割以上	8割以上

## ■ KPI独自項目【任意・加点要件】

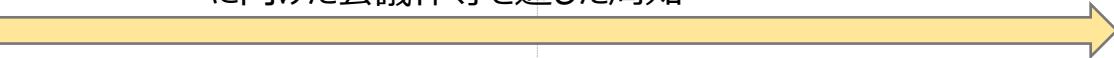
- 前頁に定めるKPI必須項目以外に、有益な項目を貴団体独自に設定してください。

KPI⑥	住民ポータル（石川県広域データ連携基盤）と連携して、広域被災者データベース・システム上で被災者自らが発信した情報（避難先や必要な支援など）が閲覧・集計が可能となっている県民数	設定目標値	10,000人
KPIの概要、測定方法	<p><b>【概要】</b>            今回の災害対応では、避難所外に避難をしている被災者の居所や必要な支援の把握の把握に非常に苦慮した。また、コールセンターなどの情報登録窓口を設置後も、登録情報（自己申告）の表記ゆれや未記載などにより、既存の被災者台帳等との名寄せ・統合ができず、十全に活用しきれなかった。            そのため、マイナンバーカードによる本人認証が行なえるため券面4情報が取得可能かつ、平時から活用する住民ポータルを発災後の情報登録窓口として活用し、広域被災者データベース・システムと連携することで過去の支援記録とも重ね合わせることで必要十分な被災者支援の実施を目指し、それが可能となっている県民数を測定する。</p> <p><b>【測定方法】</b>            災害時に登録情報を行政が活用する（広域被災者データベース・システムと連携する）ことの事前同意が得られている住民ポータルのアカウント数</p>		
事業成果等の計測に適する理由	<p>住民ポータルとの連携には、住民ポータル側で災害時に登録情報を行政が活用する（広域被災者データベース・システムと連携する）ことを規約等で明示し、事前の本人同意を取得する必要がある。</p> <p>よって、災害活用の事前同意が得られた住民ポータルのアカウント数は、本事業で取り組む内容について県民の理解が得られていること、また、実際に今後の災害で活用できる状況になっていることを示す指標として有意である。</p>		

## ■ 事業計画



## ■ 運営計画（KPI達成のための中長期スケジュール）

	2024年度	2025年度	2026年度
Aシステムの利活用に向けた取組	システム実装・利用 	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の意見を踏まえた必要なシステム改修</li><li>・有用な民間防災アプリ等とのデータ連携拡充検討（避難所システムなど）</li></ul>  	
Bシステムを利用する他の地方自治体の増加	検討ワーキンググループを通じた周知 		当該システムを利用する他の地方自治体の増加に向けた会議体等を通じた周知 
C)住民ポータルにおける災害時の登録情報の活用に向けた取組	機能実装・周知 	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前同意者数の増加に向けた周知やサービス改善など</li><li>・利用者の意見を踏まえた必要な機能追加</li></ul> 	

広域被災者データベース・システムは災害対応を目的としたシステムのため、被災地のニーズに応じて、今後の運用期間を検討することとしたい